

令和6年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市用瀬町運動公園の管理運営費	河川公園課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
2,276	令和7年度～10年度					2,276

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

- 指定管理者に以下の業務を委託する。
- ・鳥取市用瀬町運動公園の管理に関する業務。
 - ・鳥取市用瀬町運動公園の運営に関する業務。
 - ・鳥取市用瀬町運動公園におけるスポーツ事業に関する業務。

【これまでの関連する取組】

人事院勧告及び地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当が支給されることとなったことから、指定管理施設職員の人件費を再算定し処遇改善を行うもの。

現指定管理者	株式会社よろずや		
指定期間	令和6年度から令和10年度		
現行指定管理料	R6 24,565千円	R7 24,772千円	R8 24,976千円
	R9 25,181千円	R10 25,386千円	
	計 124,880千円		
変更後指定管理料	R6 25,134千円	R7 25,341千円	R8 25,545千円
	R9 25,750千円	R10 25,955千円	
	計 127,725千円		

【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
令和6年10月 変更基本協定書、および変更年度協定書の締結